

第2編

基 本 構 想

第1章 まちづくりの大綱

第2章 主要指標の見通し

第3章 土地利用の方向性



第1章 まちづくりの大綱

菊川市は合併して誕生した新しい市であることから、合併の効果を十分に発揮しながら、市民の融和を図り、一体性の確立と均衡ある発展を目指すものであります。

少子高齢化、情報化、さらには地方分権等が本格化する中で、すべての人々が安心して暮らせる郷土づくりの必要性が高まっています。長い歴史と文化のもと発展してきた菊川市にとっては、豊かな自然環境との共生を図りながら、安全で快適な居住環境を実現することがきわめて重要です。

望ましい郷土づくりは、市民と行政が深い信頼関係をもとに力を合わせることでより実現します。地域住民が「物心両面」で豊かさや幸せを実感できるまちを創造し、新しい魅力的な「顔の見えるまちづくり」のために主体性や独自性を発揮できる自立した自治体を目指すものです。

このため、第1次総合計画の基本方針として、本計画では「まちづくりの基本理念」、「目標とする将来像」、「まちづくりの基本方針」を次のとおり定めます。

1 まちづくりの基本理念

地方分権時代への対応、財政基盤の強化、行政サービスの効率化が求められ、行政に対するニーズは今後さらに多様化していくことが予想されます。

このため、市民と一体となった協働のまちづくりを推進することが必要とされています。地域と行政は合意形成を保ちながら、市民参画の視点から市民と行政の関係を見直し、市民主体のまちづくりを形成し、地域づくり・人づくりを進めることが重要となります。これらを踏まえ、菊川市におけるまちづくりの3つの基本理念を設定しました。

とも い 共に生きる 《共生と協働》

市民と豊かな自然環境が共生し、市民と行政が互いの役割分担を認識し、顔の見える関係を保ちながら協働するまちづくりを目指します。

そのため、地域が自らの意思と責任で行動し、互いに協調・協力して地域のために活動することを重視します。

みずか 自らを拓く 《自立と交流》

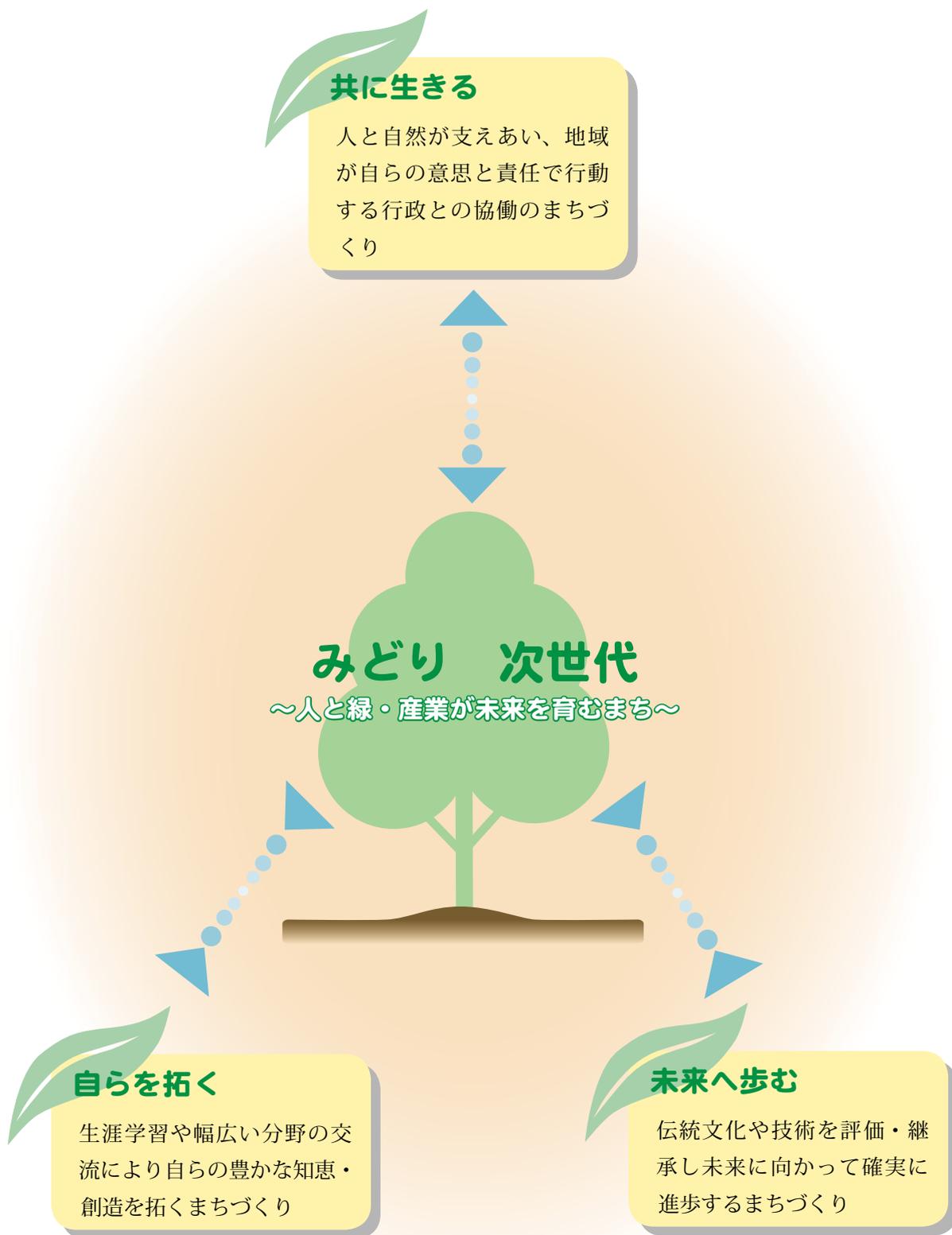
安心して暮らせることはもとより、特色がある魅力的なまちづくりを目指します。

そのため、市民が生涯学習や幅広い分野での交流を実践して、自らのより豊かな知恵と創造を拓くことを重視します。

みらい あゆ 未来へ歩む 《継承と発展》

ふるさとの「よさ」を再発見し、誇れる資源を活かし、長い歴史の中で受け継がれた伝統文化や形成された技術をたたえ、継承し、新たな発展を加えて、未来に向かって確実に進歩することを重視します。

【基本理念】



2 目標とする将来像

菊川市の将来像は、基本理念を踏まえ次のように設定します。



菊川市は、豊かな自然に恵まれています。鮮やかな緑に包まれたこの地域で、豊かな感性に恵まれた人づくりと、緑を大切にしたい地域環境づくりに取り組み、温かな心をもつ市民が平和な暮らしを続け、いきいきとした笑顔と活力が生まれる都市を次の世代に継承することを目指しています。

3 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本理念を踏まえ、菊川市の将来像を実現するため、市で取り組むべきことの方向性を示します。また、菊川市のまちづくりは、行財政改革を踏まえ「選択と集中」を基本として7つの柱に基づいて推進します。

1 共に汗をかくまち【市民・行政】

自らが考え自らが行動する市民主体のまちづくりを推進し、市民と行政が役割を分担し、市民参画型の協働によるまちづくりを進めます。

そして、市民自ら支え合い助け合うシステムづくりを進めるため、ボランティア活動やNPOなどの市民活動を支援するとともに、男女共同参画を推進し、市民の心が和み安心して暮らせる環境づくりを進めます。また、多様化・高度化する行政需要に対応するため、地域コミュニティを再構築し、市民支援部門の設置を進めます。

行政は、顔の見える自立した自治体と、個性的で活力ある地域社会の実現を目指し、行財政改革に取り組み、効率的な行財政運営を進めるとともに、市民と行政が協働するシステムを支援するため、自治体の電子化を進めます。

2 安心していきいき暮らせるまち【福祉・健康】

少子高齢社会を迎え、乳児から高齢者まで、すべての人たちが安心して健康で自立した生活をおくることができるまちづくりの実現を目指し、地域医療・福祉・保健体制の充実に努めます。そして、心身の不自由な人でも活動しやすい生活環境を整え、市民一人ひとりがいきいきと明るく暮らすことができる支援体制を強化します。

3 豊かなところを育むまち【学校教育・社会教育】

学校教育や社会教育を通して、地域を愛し豊かな知性や感性を持った市民の生涯学習を支援します。

また、一人ひとりの豊かな個性や創造力を伸ばすために学びあう、地域ぐるみの郷育活動や人権活動を進めていきます。

さらに、文化・スポーツ施設などを有効活用し、地域住民活動の支援と活動組織の育成も進めていきます。

4 笑顔がうまれるまち【コミュニティ】

市民が主体となり、伝統的な地域のよさや人の温かさを体感できる、交流のまちづくりを目指します。仲良く、楽しく、安全で、安心な住みよいまちづくりを進めるためには、地域住民主体の組織が特色のある活動を展開しながら行政と連携し、協働することが重要です。このため、地域住民が連帯感を持ち活動できるような支援をします。

5 輝くみどりのまち【環境】

青い空、輝くみどりを守るため、自然環境との調和やリサイクルの推進、地球規模の環境問題に配慮します。また、茶畑や水田、里山に囲まれ、花が咲き水もきれいで、みどりが映える豊かで住みやすいまちづくりを目指します。

貴重な自然や景観を保全し、自然とふれあう環境学習の場づくりと、市民と一体となった環境学習を積極的に進めていきます。さらに、資源循環型社会の構築に向けた体制づくりを支援するとともに、環境衛生の向上に努めます。

6 躍進する産業のまち【産業】

魅力ある次世代農業を進めるために、担い手の育成と経営基盤の拡充を図り、農畜産物の高付加価値化や安全・安心な生産・流通体制の整備を行い、消費者から信頼される産地づくりを目指します。

商業は、既存の商店街・商業施設の活性化と新たな商業集積の誘導誘致を図り、魅力ある商業地の形成を進めていきます。

工業は、既存企業や関連関係団体と連携を密にしてビジネス機会の拡大に努め、活発で安定した経済活動を行い、働く人たちに魅力を感じる仕事を提供できるように応援していきます。また、産業集積に一層の厚みをつけ、新世紀産業の創造や他産業の誘致を図って新たな雇用力を高め、今後さらに躍進できるまちを目指します。

観光は、既存観光施設の機能強化や地域資源を活かした観光振興を図り、効果的な情報発信に努めます。

7 安全・便利・快適なまち【都市基盤】

調和のとれた計画的な土地利用を推進し、広域交通の利便性が高い地域の資源や施設を共有し、拠点機能を分担して、快適で安全な都市基盤や生活環境の整備・機能強化に努めます。

人と物と産業の流れが益々集中する地域を中心としたまちの「にぎわい空間」を創出し、活力のあるまちづくりを進めていきます。また、幹線道路の整備と、地域をつなぐ生活道路整備を促進します。さらに、誰もが利用しやすい公共交通機関や人に優しい歩行者空間など、ユニバーサルデザイン（※）を取り入れて効果的な整備を進めます。

富士山静岡空港、御前崎港、国道473号バイパス、また近隣には、第二東名高速道路が建設されるといった立地条件を最大限に活かすための構想づくりにも取り組みます。

緑豊かな居住環境の整備、生活基盤整備、防災体制の整備など秩序ある市街地形成を誘導するとともに、自然災害の未然防止や減災対策（※）に向けた取り組みを進めます。また、これからの菊川市を担う、若者層の定住施策も考慮し、安全で安心な生活環境を充実します。



平川地区 航空写真



菊川運動公園（子どもの広場）

※ユニバーサルデザイン

▶年齢、性別、身体、国籍などの人々が持つ様々な特性の違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方です。

※減災対策

▶地震や台風などの自然の力による災害の発生を避けることは不可能なため、これらにより災害が発生した場合に、いかに被害を少なくするかという視点で対策を立てることです。

第2章 主要指標の見通し

1 人口の推移

(1) 菊川市の人口推計

国勢調査の人口の推移を見ると、平成2年から平成12年までの10年間で3,274人増加し、住民基本台帳における直近の5年においても伸びはやや緩くなったものの増加しています。

全国的には戦後増加し続けてきた日本の人口も少子高齢化が進行することにより、平成18年(2006年)をピークに人口減少に移行すると予測されています。

菊川市における今後の人口推計について、住民基本台帳人口及び外国人登録人口を基としてコーホート要因法(※)により推計を行なった結果、今後10年間の人口は伸び続け、平成32年に人口のピークを迎え、その後は減少すると予測されます。この要因は、外国人定住者が増加していること、昭和21～25年頃に生まれた、いわゆる団塊世代の子どもたちが、25歳～35歳になり、結婚して新生児が増加する可能性が高いことなどです。しかし、その後は徐々に減少すると予測されます。

ここでは、総合計画の人口は国勢調査人口を基準として推計し、基準年次の平成19年の47,800人に対して、目標年次である平成28年における人口を48,400人とし、中間年次である平成23年の人口を48,200人と設定します

■設定値

単位：人

| 区分 | 2007年 (平成19年) | 2011年 (平成23年) | 2016年 (平成28年) |
|------|------------------|------------------|------------------|
| 将来人口 | 47,800 | 48,200 | 48,400 |

■将来人口と世帯数の推計図



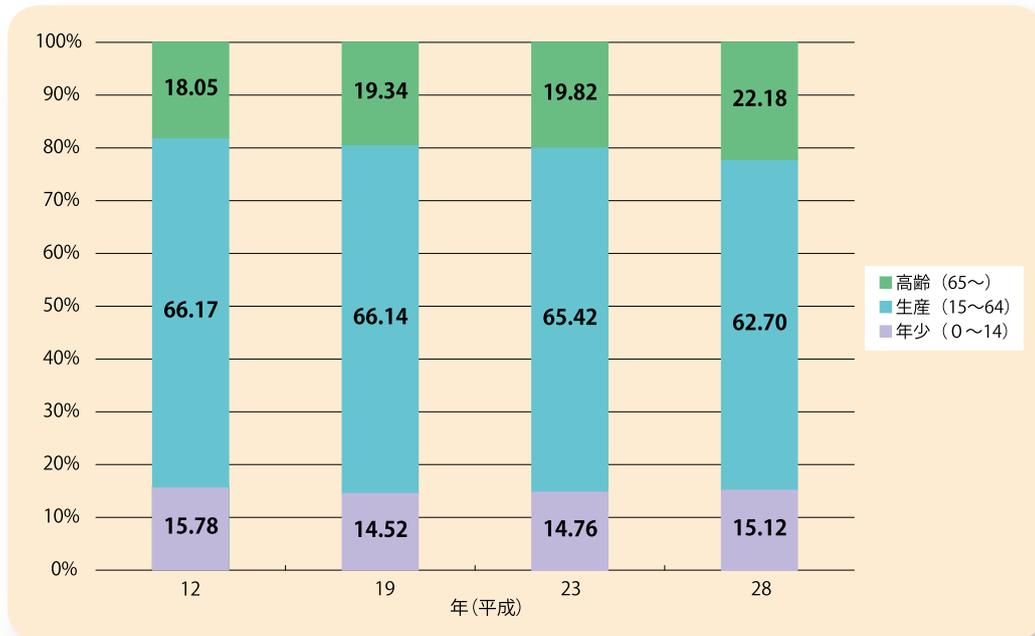
※コーホート要因法

▶平成7年の男女別年齢人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生存率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比率を適用して将来人口推計を行う手法です。

(2) 年齢別人口推計

年齢別人口推計については、少子高齢化の進行により、平成12年国勢調査時と比較すると、平成28年には14歳以下の年少率が15.1%と減少する反面、65歳以上の高齢化率は22.2%に増加すると予測されます。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は減少することが見込まれ、少子高齢化のすう勢は避けられない状況です。

■年代別人口推計図



2 世帯数の推移

コーホート要因法を用いた総人口の推計結果を基に将来世帯数を推計した結果、平成28年における世帯数の見通しは17,000世帯となり、平成12年国勢調査時の13,727世帯から2,973世帯の増という結果となりました。また、1世帯当たりの人員については、平成28年における見通しは2.85人となり平成12年国勢調査時の3.4人と比較しますと、1世帯当たりの人員は減少することが見込まれます。

■世帯数推計値

単位：世帯/人

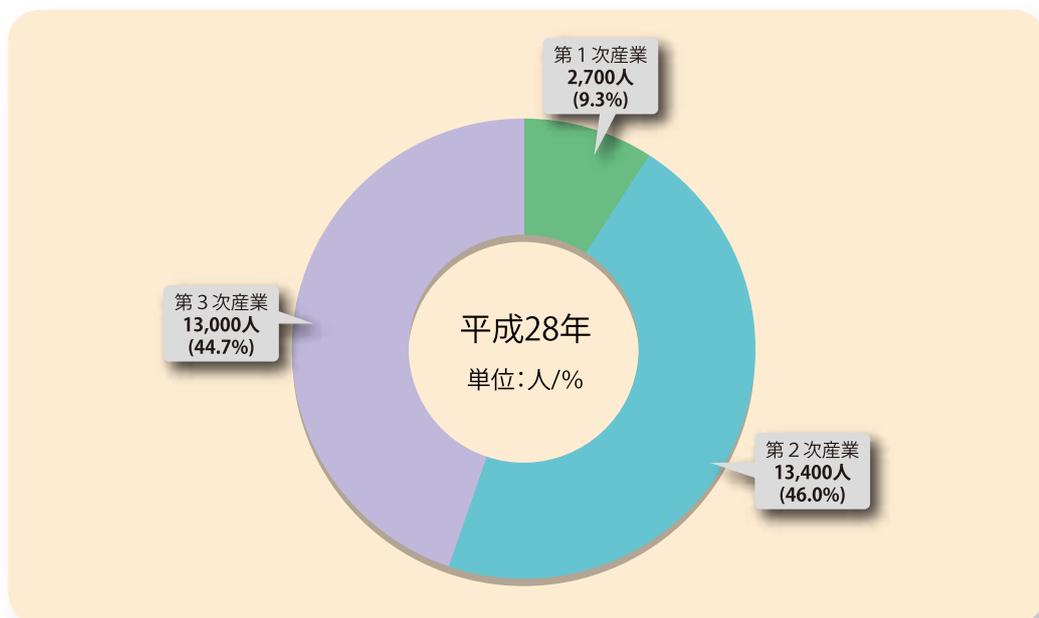
| 区分 | 世帯数 | 人口 | 世帯人員 |
|-------|--------|--------|------|
| 平成17年 | 14,698 | 47,502 | 3.23 |
| 平成19年 | 15,180 | 47,800 | 3.15 |
| 平成23年 | 16,000 | 48,200 | 3.01 |
| 平成28年 | 17,000 | 48,400 | 2.85 |

3 産業別人口構成の推移

推計された将来人口と、平成2～12年の国勢調査就業別人口割合並びに就業率を基に、曲線回帰式を用いて推計すると、第1次産業就業者は平成12年国勢調査時の14.7%から平成28年には9.3%と大きく減少することが見込まれます。

このため、平成28年の産業別就業人口は、第1次産業2,700人(9.3%)、第2次産業13,400人(46.0%)、第3次産業13,000人(44.7%)となります。

■産業別人口構成図



■産業別人口構成

単位：人/%

| 区分 | 第1次産業 | 割合 | 第2次産業 | 割合 | 第3次産業 | 割合 | 就業者数 | 就業率 | 総人口 |
|-------|-------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| 平成19年 | 3,300 | 11.8 | 12,800 | 45.7 | 11,900 | 42.5 | 28,000 | 58.6 | 47,800 |
| 平成23年 | 3,000 | 10.5 | 13,100 | 45.8 | 12,500 | 43.7 | 28,600 | 59.3 | 48,200 |
| 平成28年 | 2,700 | 9.3 | 13,400 | 46.0 | 13,000 | 44.7 | 29,100 | 60.1 | 48,400 |

第3章 土地利用の方向性

菊川市の将来像を実現するための土地利用の方向性を次のように設定し、市民が身近で手軽に、行政、保健・医療・福祉、教育などのサービスを受けることができる環境形成に努めます。

1 基本的な考え方

(1) 地域間と広域のネットワークの充実

菊川市の中心部（市街地にぎわいゾーン）と、地域の拠点（地域いきいきゾーン）を結ぶ道路網の整備を推進するなど市内ネットワークの充実を図ります。また、同時に、幹線道路などを積極的に活かした広域的な交流・連携を推進します。

(2) 個性的な既存資源の保存と有効活用

菊川市全域に広がる茶園や田園、菊川をはじめとする河川や里山などの自然環境を、菊川市の貴重な資源として保全や共生を図り、人々がふれあい親しめる空間としてもその形成に努めます。

また、地域の活性化に向け、横地域や黒田家、塩の道などの歴史的資源や、伝統芸能などの文化資源を菊川市のまちづくりへ積極的に活用します。

2 まちづくりの7つのゾーン

① 地域いきいきゾーン

地域コミュニティ施設を核として、身近な行政サービスの充実を図り、市民と行政が共に汗をかく地域づくりを進め、地域の均衡ある発展に努めます。また、地域いきいきゾーン相互や市街地にぎわいゾーンとの連携強化を図ります。



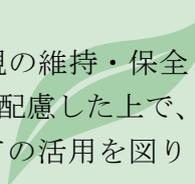
② 市街地にぎわいゾーン

市街地は、商業・業務系機能などの強化を進めながら土地利用の高度化を図り、シンボル性の高い顔づくりを進めます。



③ 茶園ふれあいゾーン

茶生産基盤の整備を図り、適正な管理体制のもと、環境や景観の維持・保全を推進します。また、自然生態系・地域振興・周辺の土地利用等に配慮した上で、観光・レクリエーション・学習等、自然とのふれあいの場としての活用を図ります。





④ 田園やすらぎゾーン

河川沿いの平坦部を中心に田園やすらぎゾーンとして、優良農地の保全に努めます。生産性の向上に向けた基盤整備を推進し、農地の流動化、集約化、高度利用化を促進します。また、同時に、農業の体験学習などの場として農地の利活用を推進します。

⑤ 親水うるおいゾーン

菊川をはじめとする河川については、それらが持つ自然の美しさや清らかさ等の環境・景観の保全に努めます。また、同時に、人々が川や池と親しみ、うるおう空間を創出し、自然の中で楽しむとともに、自然の必要性について学ぶ場を提供します。

⑥ 里山ゆったりゾーン

棚田・雑木林などの良好な里山の環境や景観、さらに歴史と伝統をふまえた文化資源の保全に努め、自然が身近にあふれる憩いの交流拠点を目指します。

⑦ 産業がんばるゾーン

東名高速道路や、隣接する富士山静岡空港、御前崎港など恵まれた立地条件のもと、流通インフラ（※）を最大限に活かし、既存産業の振興に加え、新たな業種・業態の導入を図ります。

※インフラ（インフラストラクチャー）▶都市活動を支える骨格となる施設の総称のことです。

土地利用概念図

